事　務　連　絡
平成 27 年 3 月 31 日

各　都道府県　介護保険担当課（室）　　御中

厚生労働省老健局老人保健課

「「介護職員処遇改善加算」のご案内（リーフレット）」の送付について

介護保険行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成２７年３月１７日付「「介護職員処遇改善加算に関する取扱い」の送付について」（介護保険最新情報 vol.431）のＰ１０の「９．加算の広報について」において、「リーフレットの電子媒体については、別途送付する。」とお伝えしておりましたが、今般、「「介護職員処遇改善加算」のご案内（リーフレット）」を作成しましたので、各自治体におかれましては、管内市（区）町村、関係団体、関係機関に速やかに情報提供をお願いいたします。

なお、都道府県等におかれては、リーフレットのＰ２のお問い合わせ先について、適宜記載し、リーフレットの活用等により、加算の趣旨を周知し、加算の申請が適切に行われるようお願いいたします。

介護保険サービス事業者と介護職員の皆さまへ

# 「介護職員処遇改善加算」のご案内

## 平成27年4月１日から加算の拡充がスタート

厚生労働省では、介護報酬を改定し、平成27年４月１日から介護の現場で働く介護職員の方の処遇改善を図るための「介護職員処遇改善加算」を拡充します。

## Q１．平成27年4月１日から、どのようなところが変わるの？

**A1．4月１日からは、より加算の高い新たな区分が１つ加わり、全４区分になります。**

▶平成27年４月から新設される「加算Ⅰ」を取得すれば**介護職員１人当たり月額２万７千円相当の加算**が受け取れます。
▶新設の加算Ⅰの要件を満たすには、平成27年4月１日から実施する処遇改善の取組の記載が必要です。

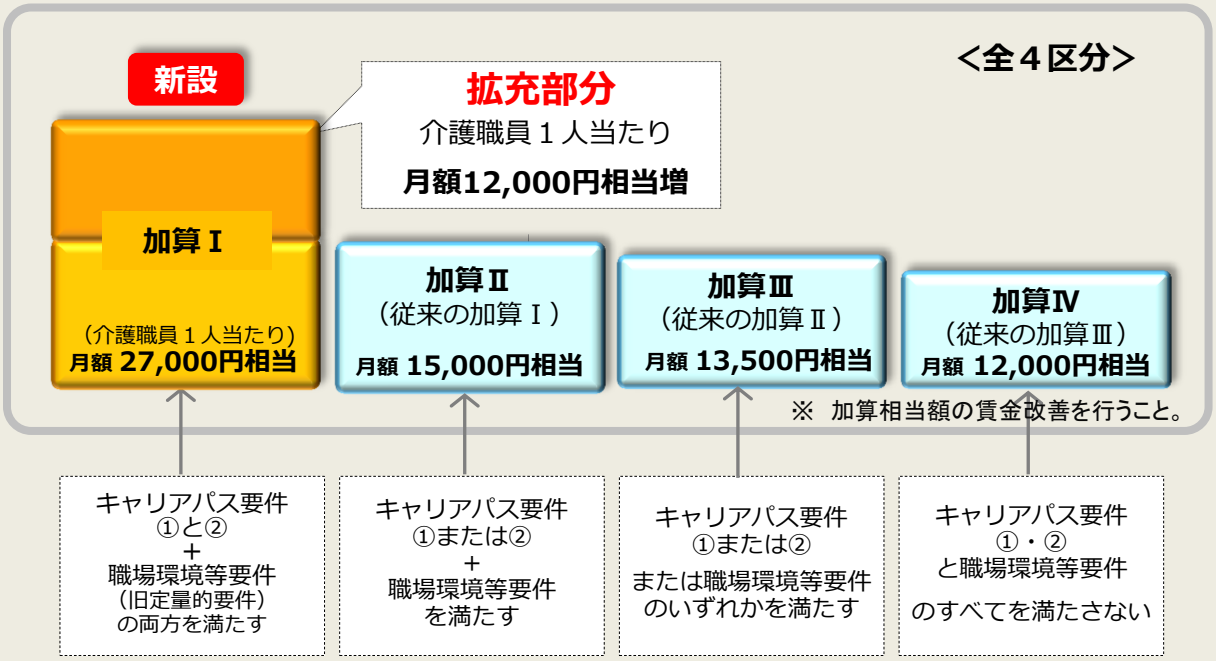


## Q２．「キャリアパス要件」「職場環境等要件（旧定量的要件）」って何？

**A2．介護職員処遇改善加算申請のために必要な要件は以下のとおりです。**
**申請できる加算は、どの要件を満たしているかによって異なります。**

**▶キャリアパス要件：①と②の２種類の要件があります。**
①職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をすること
②資質向上のための計画を策定して、研修の実施または研修の機会を設けること

**▶職場環境等要件：これまでの処遇改善の取組について介護職員への周知が必要です。**

（例）資質の向上-研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動など
職場環境・処遇の改善-子育てとの両立を目指す人のための育児休業制度などの充実、事業所内保育施設の整備など

厚生労働省

## Q３．「介護職員処遇改善加算」の目的は？

**A3. 介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された加算です。**

▶加算を取得した事業者は、**介護職員の研修機会の確保や雇用管理の改善などとともに、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する必要があります。**

▶**事業者は都道府県などに加算の届出をした上で、加算請求は国保連に行う必要があります。**
支払の委託を受けた国保連は事業者に加算（報酬）を支払い、事業者は介護職員に賃金の改善を行います。

**＜加算の届出の流れ＞**

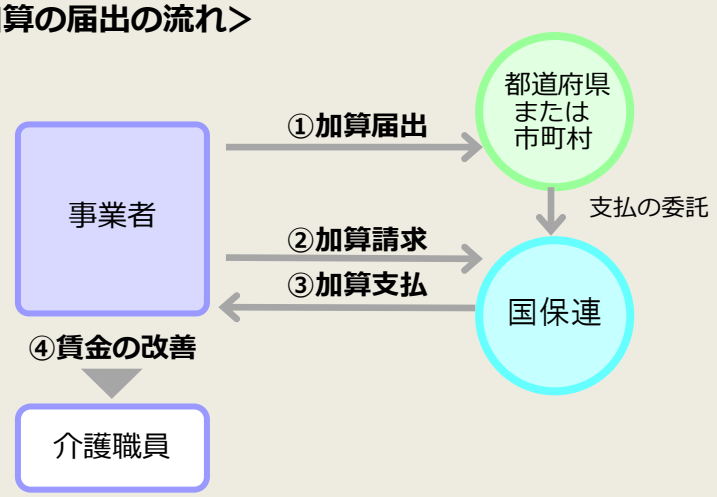


### ＜従来の介護職員処遇改善加算Ⅰを算定している場合＞

平成27年４月１日から導入される**加算Ⅰを算定すると、月額１万２千円相当、介護職員の方の賃金を上げる**ことができます。

◆加算Ⅰの算定には、キャリアパス要件①、②の両方と職場環境等要件（旧定量的要件）のうち、平成27年４月１日から実施する処遇改善の取組（予定）の記載が必要です。

◆算定の申請には、介護職員の処遇改善計画書と就業規則・給与規程などの必要書類を、都道府県知事などへ届け出る必要があります。

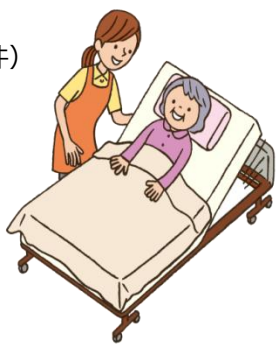

### ＜介護職員処遇改善加算をまだ算定していない場合＞

加算の取得によって、これまでよりも介護職員の方への賃金を増やすことができます。
あなたの事業所が算定要件を満たしているかどうか確認してみてください。

◆加算の算定要件の確認と算定申請には、介護職員処遇改善計画書と、就業規則・給与規程などの必要書類を、都道府県知事などへ届け出る必要があります。

詳しくは各自治体の介護保険の担当部署にお問い合わせください。

お問い合わせ先：
各自治体ごとに適宜記載し、ご活用ください